

# 交通安全 INFORMATION

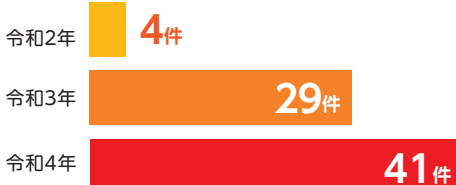
2023  
Summer



令和5年7月1日施行! 改正道路交通法及び関連法に  
準拠した**電動キックボード**等が  
**16歳以上は免許不要**で運転できる  
【特定小型原動機付自転車】という新しい車両区分に。

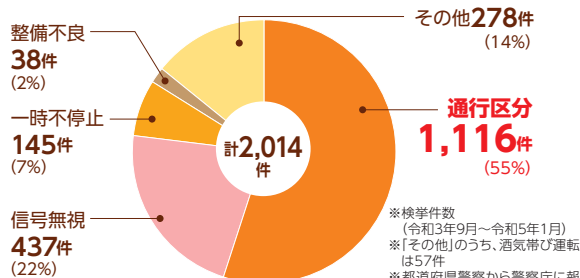
## 電動キックボードによる 事故は年々増加しています。

◆電動キックボードに関連する交通事故件数



※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

## 電動キックボードの交通違反検挙件数 半数以上が通行区分違反



※改正道路交通法施行前の電動キックボードに関するデータ。※警察庁「電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況について」より。

そこで!

基本的な交通ルールを学習するために、JA共済のオリジナルコンテンツを是非、ご活用ください!

## 電動キックボード (特定小型原動機付自転車) 正しく乗る〜ル!



point 電動キックボードを安全に運転するために必要な  
交通ルールを動画やチラシで学べる!

特定小型原動機付自転車とは  
知ってる? 標識や交通ルール

二段階右折の方法  
30m手前から右にウィンカーを出す  
交差点の曲がり方を様々な視点で

最高速度表示灯の  
緑色ランプが「点滅」  
歩道を通行する際の注意点

読んで学べる

読んで学べる  
啓発チラシ

こちらも  
チェック!

警察庁YouTube

特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール  
等の啓発動画が掲載されています。

特定小型  
原動機付  
自転車とは

特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車の  
基本的な交通ルール

特定小型  
原動機付自転車  
の基本的な  
交通ルール

YouTubeチャンネル 警察庁/NPA

<https://www.youtube.com/@npa9375/featured>

📄 <https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>



JA共済 地域貢献活動HP「ちいきのきずな」では、さまざまな  
交通安全啓発コンテンツを掲載しています。

JA共済の交通安全の取り組みの一部は、自賠責共済の運用益を活用して実施しています。

JA共済 ちいきのきずな



お問い合わせ先 地域貢献活動紹介WEBサイト運営事務局 [chiiki@kyosen.co.jp](mailto:chiiki@kyosen.co.jp)

JA共済は、保障の提供と地域貢献活動を通じて、地域社会の「安心」と「満足」の輪を広げていきます。